

お知らせ



食品表示を読み取りましょう

# 食の安全、まずは表示から

食品表示は、生産者や製造者が消費者に伝えるメッセージであり、消費者にとっては、その商品を知るための情報源です。食品表示を正しく読み取り、安全で安心な食品を買いましょう。

## 基本的な食品表示の見方

### 【加工食品の表示例】

|      |  |
|------|--|
| 名称   | クッキー                                     |
| 原材料名 | 小麦粉（国内製造）、砂糖、みかん、マーガリン（乳成分含む）、ショートニング、食塩 |
| 添加物  | 膨張剤、乳化剤（大豆由来）、酸化防止剤（ビタミンE）、香料            |
| 内容量  | 12枚（2枚×6袋）                               |
| 賞味期限 | 2019.10.30                               |
| 保存方法 | 直射日光・高温・多湿を避けて保存してください                   |
| 製造者  | 〇〇株式会社<br>静岡県富士市永田町××                    |

その商品内容を表す一般的な名称が表示されます。

使用された原材料が重量の多い順に表示されます。

添加物欄を設けなくても、明確に区別すれば原材料名欄に表示できます。

商品の表示に責任を持つ者です。表示についてわからないことがあったら、ここに問い合わせましょう。

### 問い合わせ

市民安全課

☎(55)2750 ☎(51)0367

✉si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp

### 消費期限と賞味期限

消費期限／表示されている期限を過ぎたら食べないほうがよい期限です。期限内に食べ切りましょう。弁当・肉類など品質劣化が早い食品に表示されます。賞味期限／おいしく食べることができる期限です。この期限を過ぎるとすぐに食べられなくなるわけではありません。スナック菓子やカップ麺など、比較的傷みにくい食品に表示されます。

★食品表示について詳しくは、静岡県ウェブサイト「食品表示まわりのわかりWEB」をご覧ください。

☎ <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-520/maruwakari/>



▲二次元コードも利用できます

お知らせ



10月から始まります

# 年金生活者支援給付金制度

この給付金は、消費税率の引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するための制度です。支給要件全てを満たした人が対象で、年金に上乗せして支給されます。初回の支払いは12月です。支給には手続きが必要です。

### 支給要件

老齢年金生活者支援給付金（高齢者への給付金）

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受給している
- ② 同じ世帯にいる全員の住民税が非課税である
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9300円以下である



### 手続方法

準が変わります。

平成31年4月1日時点で基礎年金を受給している人  
9月ごろに日本年金機構から手続の案内が送られてきます。届きましたら、同封されている請求書を日本年金機構に提出してください。  
平成31年4月2日以降に基礎年金の受給を始める人  
年金の裁定請求手続を行う際に、あわせて給付金の認定請求手続を行ってください。

### 給付金に関する問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165

※問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している
  - ② 前年の所得額が462万1000円以下である
- ※扶養親族の人数により所得額の基準

### 問い合わせ

国保年金課

☎(55)2755 ☎(51)2521

☎(61)1900 ☎(64)5411